

# 真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830  
月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

NO.24

ご相談はお住いの自治体の消費生活センターへ <休日は消費者ホットラインへ ☎188 局番なし>

「法務省管轄支局」や「消費生活センター」等をかたる

まったく根拠のない**架空請求ハガキ**の相談が増えています。

架空請求ハガキは、なんらかの名簿をもとに、身に覚えのないハガキを送りつけて、「訴訟」や「給与、動産、不動産の差し押さえ」などという言葉で不安をあおり、電話をかけさせる手口です。電話をかけると、弁護士を称する者などから、言葉たくみに金銭を要求されます。

**このようなハガキが届いたら、絶対に連絡をとらないでください。**

もっともらしい法律用語や裁判をイメージさせて不安をあおっています。

「法務省管轄支局」と称する事業者は存在しません！

差出人は「法務省管轄支局」民間訴訟管理センター 国民訴訟通達センター 民間訴訟告知管理センター など

法務省とは一切関係ありません。参考：法務省ウェブサイト

## 架空請求ハガキの例

### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

**管理番号(わ)315** 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による**執行証書の交付**をご承知いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せください。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※**取り下げ最終期日** 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関〇丁目△番×号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口03-〇〇〇〇-××××  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

正式な裁判手続きの通知がハガキで送られてくることはありません。また、郵便受けに投げ込まれることもありません。

本当に裁判所への申し立てがあった場合には、裁判所から「特別送達」という方法で通知が来ます。

「特別送達」と記載された訴状は、裁判所の名前入りの封書で、直接手渡すことが原則となっており、その際に受取人の署名または押印を求められます。

連絡をさせるための誘い文句です！

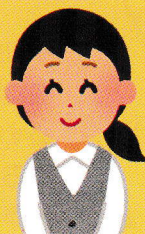
期限を定めてあわてさせ、電話連絡をさせる手口です。

絶対に電話しないでください。

## 消費生活センター等をかたる不審な電話やハガキにご注意ください

**事例1** 消費生活センターから、「あなたの個人情報が出ています。削除しますか？」と電話がかかってきた。

**事例2** 消費生活センターから、「未納金があります」と書かれたハガキが届いた。



消費生活センターは、電話をかけたり、ハガキを送ったりすることはありません。典型的な詐欺の手口です！